

令和8・9年度 江東区スポーツ推進委員募集要項

この要項は、令和8・9年度江東区スポーツ推進委員の募集及び採用に関し、必要な事項を定めたものです。

1 スポーツ推進委員の職務

- 区民のスポーツの推進役として、次の職務を行います。
- ①区民のスポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
 - ②区民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。
 - ③区民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
 - ④区内の教育機関その他行政機関の行うスポーツに関する行事または事業に関し協力すること
 - ⑤区内のスポーツ団体その他団体の行うスポーツに関する行事または事業に関し求めに応じ協力すること。
 - ⑥区民一般に対しスポーツについての理解を深めること。
 - ⑦その他区民のスポーツの推進のための指導、助言および調査を行うこと。

2 身分等

(1) 身分 特別職非常勤公務員

※ご就業中の会社等で、兼業規定等に抵触する場合は応募できません。

(2) 定数 52名

(3) 任期 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

(4) 報酬 月額10,000円（源泉所得税含む）

※スポーツ推進委員は委員で構成される任意団体「江東区スポーツ推進委員会」に所属し、上記金額から毎月5,000円を会費としてお支払いただきます。会費は推進委員の活動のために使用されます。

3 主な活動

(1) 行政および地域のスポーツ事業協力：月に数回・土日祝

※時期や担当によって回数は異なります。

(2) 定例ミーティングおよび部会：年4回程度、平日18時半～

(3) 研修会・講習会への参加

※具体的なスケジュールは別紙「江東区スポーツ推進委員会 主な年間スケジュール」をご確認ください。

4 募集人数

若干名

5 応募資格・条件

- (1) 江東区のスポーツ活動に積極的に協力できること
- (2) 江東区内に在住であること
- (3) 満60歳未満であること
- (4) 次のいずれかに該当する者でないこと
 - ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 当該地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

6 選考方法

(1) 第一次選考

申込書の内容で審査します。

(2) 第二次選考

第一次選考合格者に別途通知し、面接を行います。

面接日 令和8年2月13日（金）または16日（月）時間未定

7 応募方法

所定の「令和8・9年度江東区スポーツ推進委員公募申込書」をメール、郵送または持参してください。

※申込書は、区ホームページからダウンロードできます。

※令和8年1月30日（金）締切

8 提出・問合せ先

江東区地域振興部スポーツ振興課スポーツ振興係

〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区役所4階34番窓口

電話番号：03-3647-4887 FAX：03-3647-8506

メールアドレス：5531010@city.koto.lg.jp

江東区スポーツ推進委員会 主な年間スケジュール

| 時期 | 事業名 |
|-----|-------------------------------|
| 4月 | 江東区民スポーツ大会総合開会式 |
| | 定例会議① |
| 5月 | 江東こどもまつり |
| 6月 | 区民体力テスト |
| 7月 | 実技研修会 |
| | 定例会議② |
| 9月 | 定例会議③ |
| | 5ブロック広域地区別研修会 |
| 10月 | 深川っ子運動会 |
| | 江東区民まつり・中央まつり ※2日間 |
| | 亀リンクピック小学生スーパードッジボール大会 |
| 11月 | スポーツ会館小学生スーパードッジボール大会 |
| | 深川北スポーツセンター小学生スーパードッジボール大会 |
| | 深川スポーツセンター小学生スーパードッジボール大会 |
| | 有明スポーツセンター小学生スーパードッジボール大会 |
| | 江東シーサイドマラソン大会 |
| 12月 | 東砂スポーツセンター小学生スーパードッジボール大会 |
| 1月 | 定例会議④ |
| 2月 | 小学生スーパードッジボール大会KOTOチャンピオンズリーグ |
| 3月 | ファミリースポーツチャレンジ |
| | ボッチャ交流大会 |

※事業は基本的に土日祝、会議は平日夕方以降の時間帯になります。

※上記表ほか、月に1~2回程度、「小学生スポーツ塾」や、パラスポーツ関連事業等の活動があります。